

厚生労働省
群馬労働局発表
令和7年6月27日

【照会先】
群馬労働局労働基準部健康安全課
課長 穂積 常之
地方労働衛生専門官 樺澤 忍
健康安全係長 福嶋 将弘
(電話) 027-896-4736

報道関係者 各位

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施中 ～7月は「重点取組期間」です～

現在、群馬労働局（局長 うえのやすひろ 上野康博）では、職場における熱中症予防対策の一層の推進を図るため、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施中です。

1 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」とは？

厚生労働省では、毎年、労働災害防止団体や関係省庁と連携し、職場における熱中症予防対策について周知・啓発を行う活動を「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」として実施しています。（資料1 参照）

全国でも有数の暑さとなる群馬県においては、熱中症から命を守るために、職場における熱中症予防対策の徹底が特に重要となります。

本年も令和7年5月1日から9月30日までをキャンペーン期間とし、中でも暑さが厳しくなる7月を「重点取組期間」と位置づけて、群馬労働局として、熱中症予防対策の周知・啓発を積極的に実施していきます。

2 令和6年の熱中症による労働災害発生状況(令和7年3月末日現在(確定値))

令和6年における群馬労働局管内の熱中症による休業4日以上労働災害発生件数は、**14件**（令和5年と同数）となりました。（資料2 参照）

幅広い業種で発生していますが、製造業や商業など屋内環境でも多く発生していることに注意が必要です。

3 群馬労働局の取組

- (1) 前橋地方合同庁舎や県内ハローワークのデジタルサイネージへの熱中症予防対策に係る啓発スライドの放映
- (2) 群馬労働局オリジナルの熱中症注意喚起リーフレットを作成し、HPへの掲載、労働災害防止団体等への配布等の周知を実施（資料3 参照）
- (3) 個別企業への監督や指導の際に、WBGT（暑さ指数）の測定器を活用した作業場所の現状把握、緊急時の対応や連絡体制整備など、熱中症対策に向けた具体的な指導を実施
- (4) 群馬労働局オリジナルの熱中症省令改正に係るチェックリストを作成し、HPへの掲載、個別企業への監督や指導の際の配布等の周知を実施（資料4 参照）

4 職場における熱中症対策の強化について（省令改正）

厚生労働省では、令和7年6月1日付けで改正労働安全衛生規則を施行し、職場における

熱中症予防対策をより具体的に強化することとしています。（資料5，6 参照）

背景として、過去、死亡災害等の重篤化した熱中症災害の事例を分析したところ、その多くに「初期症状の放置・対応の遅れ」が認められたことから、現場において死亡災害に至らせない（重篤化させない）ための適切な熱中症対策の実施が必要であるとされました。

具体的には、以下の3つが事業者に対して義務付けられます。

① **体制整備** → 熱中症症状のある作業者を把握・報告するための体制整備

（連絡先の明示、定期巡視、バディ制の導入、双方向定期連絡など）

② **手順作成** → 重篤化防止措置の実施手順（フロー図等）の作成

（緊急連絡網の作成、最寄り救急病院の確認、身体冷却等応急処置の手順確認など）

③ **関係者への周知** → 上記①②を、関係作業者間で周知・共有する

その他、省令改正に係る詳細は、厚生労働省ホームページ等を参照いただくか、群馬労働局健康安全課までお問い合わせください。

5 群馬労働局長^{うえの やすひろ}（上野康博）からのメッセージ

職場での熱中症により、全国では毎年30人以上が亡くなり、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。

熱中症から命を守るため、日頃からの体調管理に加え、熱中症について正しく理解し、熱中症予防・対策に万全を期していただきますようお願い申し上げます。

（添付資料）

- 1 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット
- 2 職場における熱中症による労働災害発生状況等について（群馬労働局管内）
- 3 「職場における熱中症を防ごう！！」リーフレット（群馬労働局作成）
- 4 熱中症対策の改正に係るチェックリスト（群馬労働局作成）
- 5 「職場における熱中症対策の強化について」パンフレット（厚生労働省作成）
- 6 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

（改正労働安全衛生規則）

（参考）厚生労働省ポータルサイト

「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」



<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>





熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ キャンペーン実施要項

———— キャンペーン期間 ————

4月

5月

6月

7月

8月

9月

準備

重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

(R7.2)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと

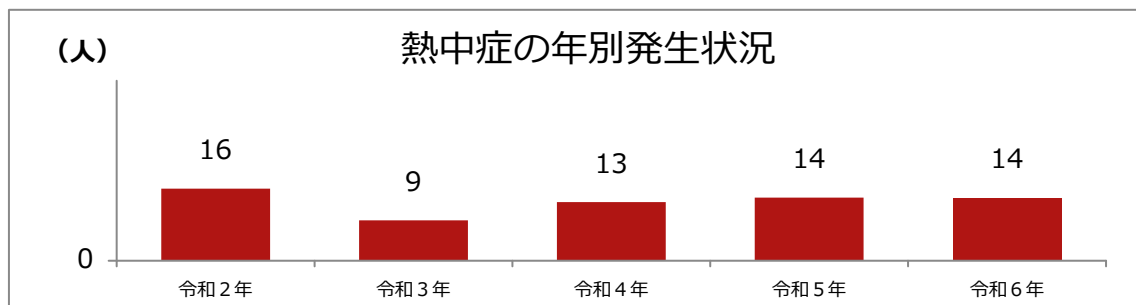


- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

職場における熱中症による労働災害発生状況等について（群馬労働局管内）

※いずれも休業４日以上 の労働者数（令和７年３月末確定値）

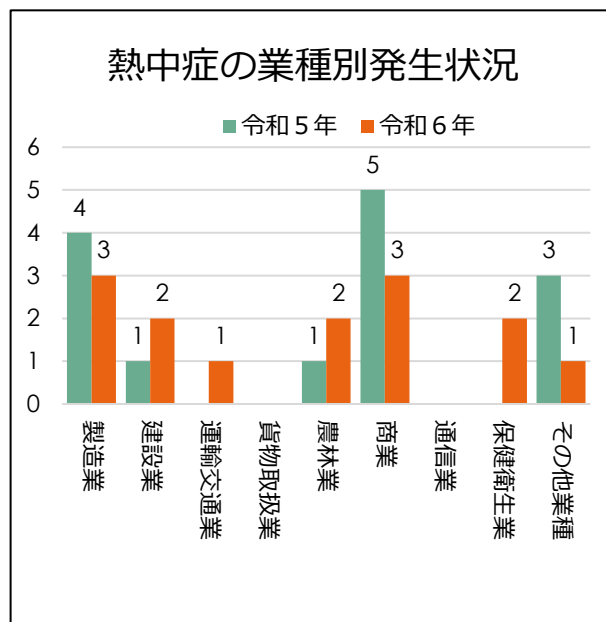
1. 発生状況の年別推移



令和 6 年の熱中症労働災害の発生件数は、前年と同数の 14 件となりました。

2. 令和 5 年・令和 6 年の業種別発生状況

年別 業種別	令和 5 年	令和 6 年	総計
製造業	4	3	7
建設業	1	2	3
運輸交通業		1	1
貨物取扱業			
農林業	1	2	3
商業	5	3	8
通信業			
保健衛生業		2	2
その他業種	3	1	4
総計	14	14	28

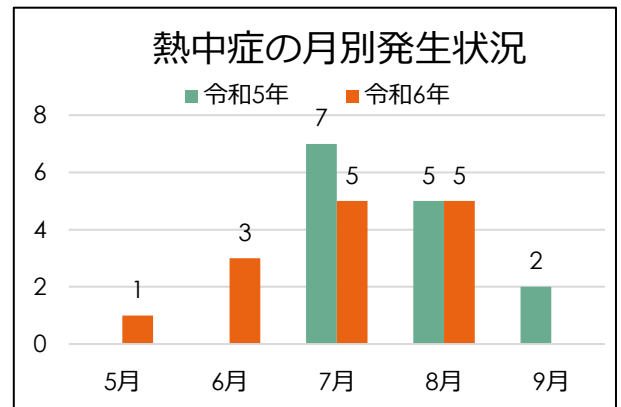


令和 6 年の熱中症による労働災害は、幅広い業種で発生しました。

近年の熱中症は、炎天下の屋外だけでなく屋内でも多く発生しています。

3. 令和5年・令和6年の月別発生状況

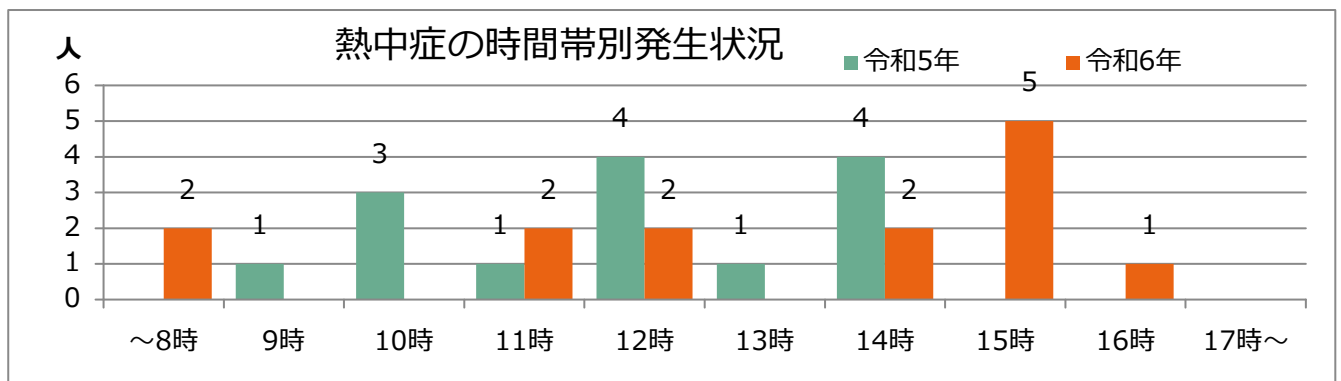
年別 月別	令和5年	令和6年	総計
5月		1	1
6月		3	3
7月	7	5	12
8月	5	5	10
9月	2		2
総計	14	14	28



令和6年の熱中症労働災害は、労働者の暑熱順化（体が暑さに慣れること）が未熟な7月と暑熱日が最も多い8月に多発しました。

4. 令和5年・令和6年の発生時間帯別発生状況

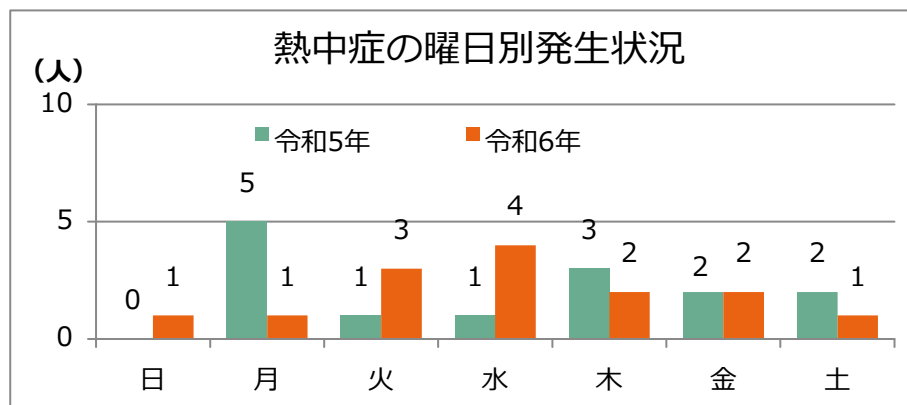
発生 時間帯別	～8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台～
令和5年		1	3	1	4	1	4			
令和6年	2			2	2		2	5	1	



令和5年、令和6年とも、時間帯を問わず広く熱中症災害が発生しています。
特に、最も気温の上がる12時から15時ごろの時間帯に注意する必要があります。

5. 令和5年・令和6年の曜日別発生状況

曜日別	日	月	火	水	木	金	土	総計
令和5年		5	1	1	3	2	2	14
令和6年	1	1	3	4	2	2	1	14



熱中症を防ごう!!

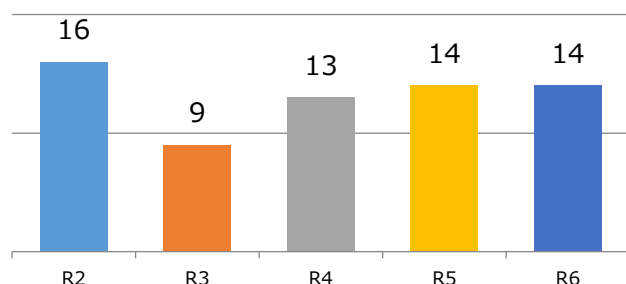


熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れ、体内の体温調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温等のさまざまな症状が現れます。

群馬労働局管内で休業4日以上となった熱中症による死傷者は、**製造業、運輸交通業、商業**で多く発生しています。

5月から9月に発生し、特に**7月、8月**で多く発生しています（令和2年から令和6年の合計値）。

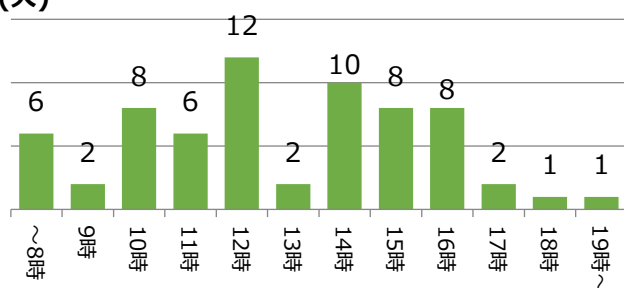
(人) 年別発生状況



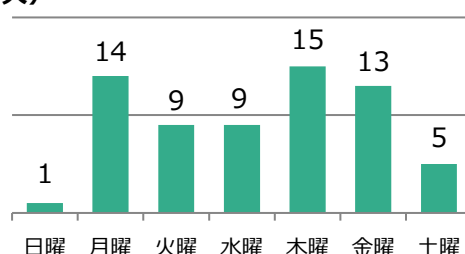
	5月	6月	7月	8月	9月	総計
製造業	2	3	6	10	1	22
建設業			3	3		6
運輸交通業			3	3	1	7
農林業		1	1	3		5
商業		1	4	5	1	11
保健衛生業		3				3
接客娯楽業				1		1
清掃と畜業			2			2
その他の事業	1	2		5	1	9
総計	3	10	19	30	4	66

熱中症の発生には、気象条件（気温・湿度・風通し）・健康状態が影響します。また、熱中症は経験期間や年齢に関係なく発生しています。

(人) 熱中症発生の時間帯(令和2年～令和6年)



(人) 熱中症発生の曜日別(令和2年～令和6年)



経験期間別 \ 年代	～20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代～	総計
1年以内	4	2	7	9	5	27
1年超3年以内	3	3	2	3	4	15
3年超5年以内	1	1			1	3
5年超10年以内		1	2	1	2	6
10年超30年以内			1	4	7	12
30年超				1	2	3
総計	8	7	12	18	21	66

(資料：労働者死傷病報告（令和2年～令和6年）)

熱中症の予防対策

WBGT値(暑さ指数)の把握は熱中症予防の第一歩です！

JIS規格「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備し、点検しましょう。

測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測したWBGT値よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要です。

なお、環境省、気象庁が発表している**熱中症警戒アラート**は、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となるので確認しましょう。



作業環境管理

- ・WBGT基準値を超え、または超える恐れのある高温多湿作業場所には熱を遮る遮蔽物や直射日光等を遮る簡易な屋根、適度な通風を行うための設備等を設けましょう
- ・休憩場所の整備を行いましょう



作業管理

- ・休憩時間の確保や熱への順化期間(暑熱順化)を設けましょう
- ・水分と塩分の摂取を指導しましょう
- ・通気性の良い服装等の着用や、身体を冷却する機能を持つ服の着用を検討しましょう
- ・プレクーリングを行い、休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう

健康管理

- ・健康診断結果に基づく対応を徹底しましょう
- ・高温多湿作業場所で作業を行う労働者については、日常の健康管理について指導を行い、健康状態について確認しましょう

労働衛生教育

- ・作業の管理者向け及び労働者向けに労働衛生教育を実施しましょう

熱中症予防管理者等の業務

- ・高温多湿作業場所の作業中の巡視を頻繁に行いましょう

異常時の措置

- ・いったん作業を離れ、休憩しましょう
- ・症状に応じて救急隊を要請しましょう
- ・病院へ搬送されるまでは、一人きりにしてはいけません



夏の「マスク着用」による熱中症に注意しましょう！

マスクを着用しているときは、知らず知らずのうちに水分補給を疎かにしがちです。

また、暑い日は特に、通常よりも息苦しさを感じやすくなります。

感染症予防等でマスクを着用する際は、普段より意識的に水分を補給し、

適度に休憩をとるなど、積極的に熱中症予防対策を行いましょう。



「学ぼう！ 備えよう！ 職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報」

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



熱中症対策の改正に係るチェックシート

資料 4

- 職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向で、特に死亡災害は3年連続で30人以上となっています。
 - 熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないよう、熱中症対策を実施してください。
 - 改正があった熱中症対策については、チェックシートとパンフレット「職場における熱中症対策の強化について」を活用して自社の取組状況を確認しましょう。
- 



I. 熱中症のおそれのある作業がありますか

WBGT値と気温について

【パンフレットの2、4ページ目参照】

チェック項目	回答項目	回答欄
(1) WBGT28度又は気温31度以上の環境下での作業はどの程度ありますか	① 夏場はほとんどある（週所定労働日のほぼ毎日） ② 頻繁にある（週3～4日） ③ たまにある（週1～2日） ④ ほとんどない（週1日未満） ⑤ ない	
(2) WBGT値又は気温をどのように把握していますか	① 実測 ② 天気予報等メディア ③ スマホアプリ ④ 環境省サイト ⑤ その他 ⑥ 把握していない	
(3) (1)の状況について、連続1時間以上又は1日4時間を超えるケースはどの程度ありますか	① ほとんどの作業日にある（週所定労働日のほぼ毎日） ② 頻繁にある（週3～4日） ③ たまにある（週1～2日） ④ ほとんどない（週1日未満） ⑤ ない	

II. 熱中症のおそれのある場合、「体制整備」をして「関係者への周知」していますか

体制整備（※１）及び関係者への周知について

【パンフレットの4～6ページ目参照】

チェック項目	回答項目	回答欄
(1) 報告するための体制を整備していますか	① 整備していない ② 一部不備がある ③ 整備している	
(2) 労働者にはどのように周知していますか（複数回答可）	① 見やすい箇所への掲示 ② メールの送付 ③ 文書の配布 ④ 口頭によるもの ⑤ その他（ ）	
(3) 労働者以外（一人親方等）への周知はどのように周知していますか	① 労働者と同じ方法で周知している ② 労働者とは違う方法で周知している（ ）	

※ 1 体制整備とは…「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備のことです。

Ⅲ. 熱中症のおそれのある場合、「手順作成」をして「関係者への周知」していますか

手順作成（※2）及び関係者への周知について

【パンフレットの4～6ページ目参照】

チェック項目	回答項目	回答欄
(1) 必要な措置の内容及びその実施の手順を作成していますか	① 作成していない ② 一部不備がある ③ 作成している	
(2) どのように周知していますか (複数回答可)	① 見やすい箇所への掲示 ② メールの送付 ③ 文書の配布 ④ 口頭によるもの ⑤ その他 ()	
(3) 労働者以外(一人親方等)への周知はどのように周知していますか	① 労働者と同じ方法で周知している ② 労働者とは違う方法で周知している ()	

※ 2 手順作成とは… 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に、迅速かつ的確な判断が可能となるよう

- ⑦ 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び住所等
- ① 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等重篤化を防止

するための必要な措置の実施手順の作成のことです。



熱中症による健康障害発生時の対応計画

1 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合の緊急連絡先

責任者氏名		連絡先	
医療機関名		連絡先	
住 所			

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合の必要な措置の実施手順

**熱中症のおそれ
のある者を発見**

**作業離脱
身体冷却**

意識の異常等

意識の有無だけでなく

- ① 返事がない
② ぼーっとしている
など、**普段と様子がおかしい**
場合も異常等ありとする

異常等あり

救急隊要請

医療機関への搬送

回復

重症度	症状		手当
I 度	熱失神 熱けいれん (筋けいれん)	●顔面蒼白 ●脱水 ●吐き気 ●めまい、立ちくらみ ●急性の筋肉痛、こむら返り	119番▶応急手当 ●冷所で安静 ●身体を冷やす ●水分と塩分の補給 ●見守り
II 度	熱疲労	●口の渇き ●めまい ●頭痛 ●イライラする ●倦怠感	医療機関での診療が必要
III 度	熱射病	●意識がない ●けいれん発作 ●身体が熱い	入院治療が必要

異常等なし

自力での水分摂取

できない

できる

意識の異常かどうか判断に迷う場合は、**医療機関に相談**するか**全国版受診用アプリ「Q助」**を活用して判断

直接医療機関への
搬送が早い場合

回復しない
症状悪化

経過観察

回復

回復後も症状が悪化した場合は、責任者に連絡すること

熱中症から命を守る

検索

【スポーツ活動中の熱中症予防】ch.5身体冷却法-**応急処置編**-
「水道水散布法」 2:46~参照



全国版受診用アプリ「Q助」

検索

関係者は事前にアプリ（無料）登録を！

Google Play



App Store



医療機関の搬送または経過観察中までは、被災者を1人にしない！

「 令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます 」

職場における
熱中症対策の
強化について

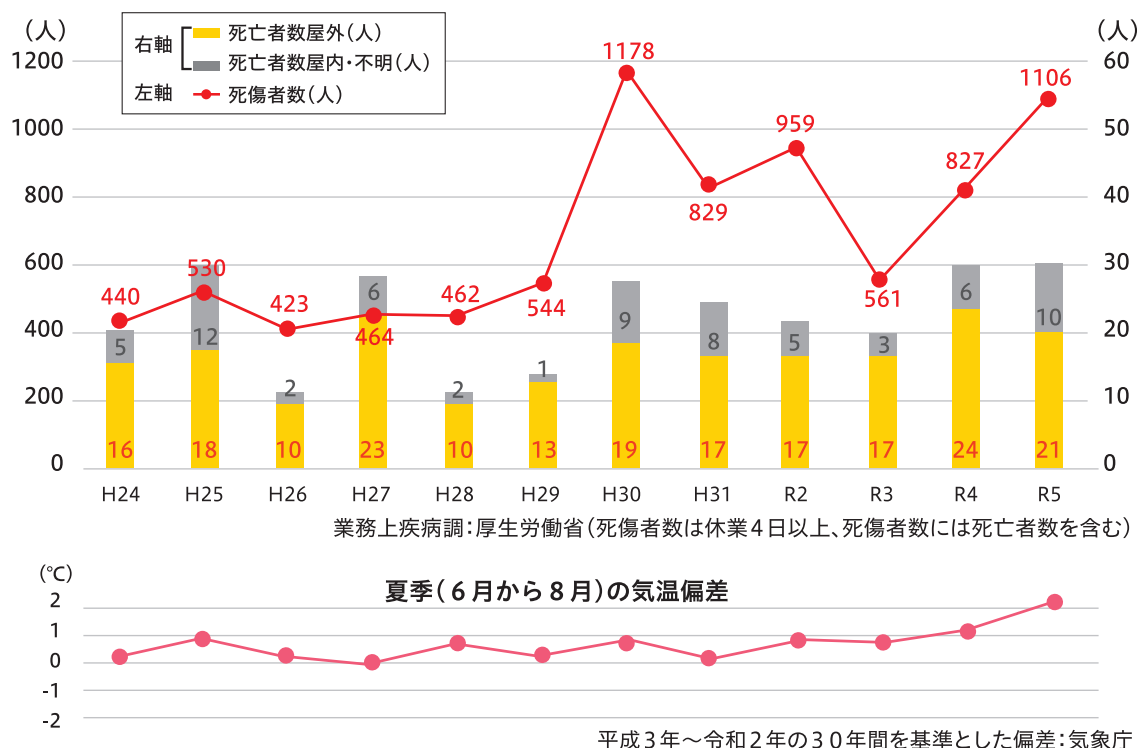


ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況(H24～)



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

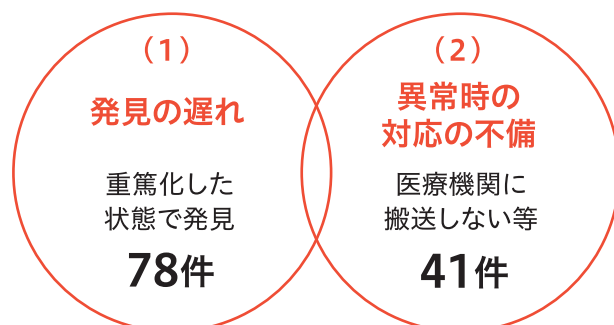
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり



職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの 評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定
実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で
WBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて 身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・シヨベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

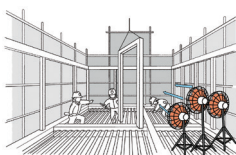
それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1)WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、
直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2)休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1)健康診断結果に基づく対応等

(2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3)労働者の健康状態の確認

(4)身体の状態の確認

2 作業管理

(1)作業時間の短縮等

(2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5)作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1)熱中症の症状

(2)熱中症の予防方法

(3)緊急時の救急処置

(4)熱中症の事例

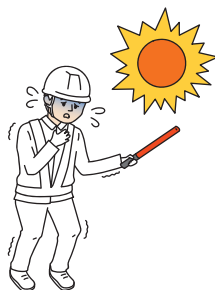


今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい…



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

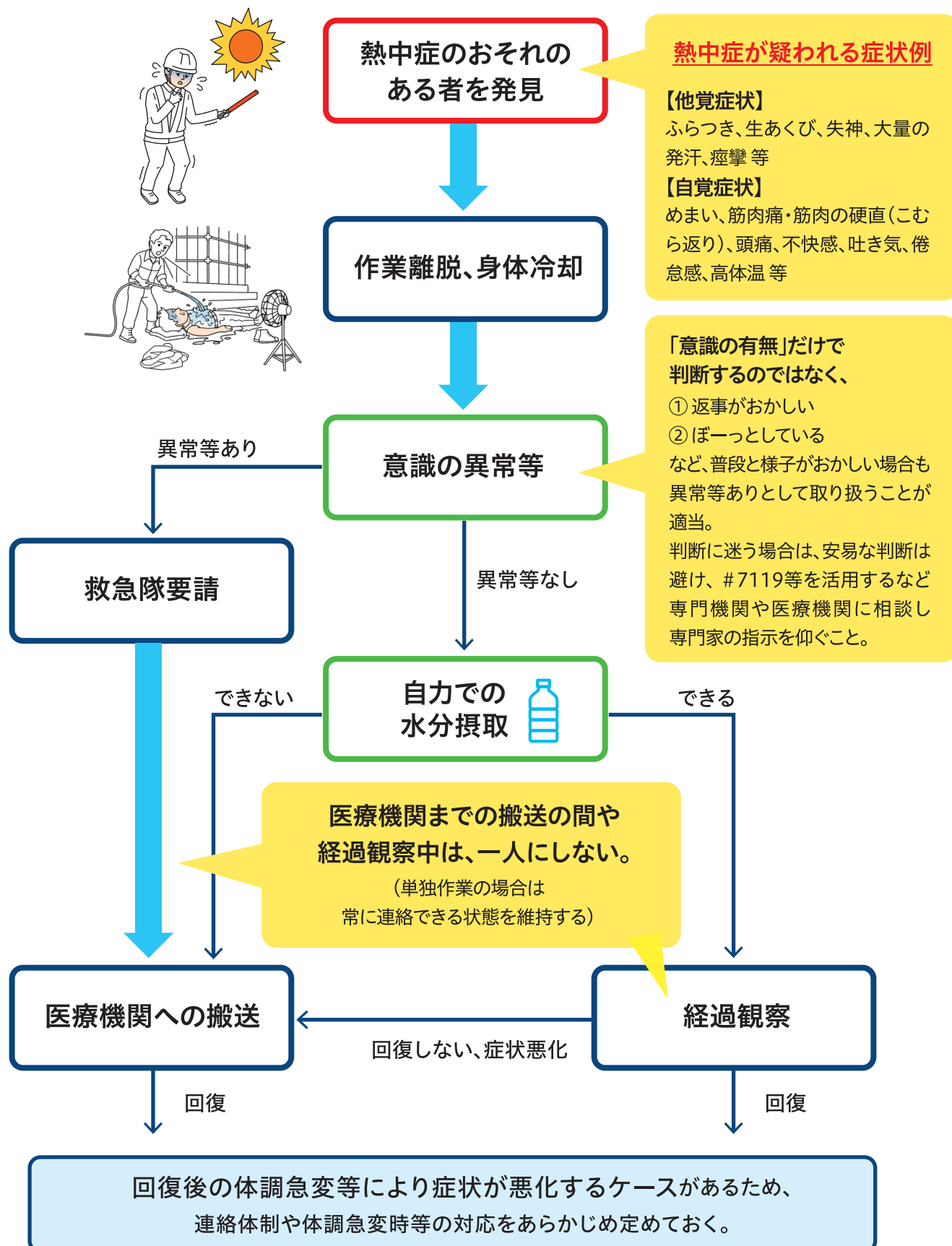
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

回復

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高温等

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、

#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも
初期症状

何となく
体調が悪い

すぐに
疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名: 本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】

基 発 0520 第 6 号
令和 7 年 5 月 20 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 57 号。以下「改正省令」という。）については、令和 7 年 4 月 15 日に公布され、同年 6 月 1 日から施行することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、令和 6 年における休業 4 日以上之死傷災害は、1,195 人と調査開始以来最多となっている。特に、死亡災害については、3 年連続で 30 人以上となっており、労働災害による死亡者数全体の約 4 % を占める状況にあるなど、その対策が重要となっている。熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないよう、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために事業者が講ずべき措置等について、新たな規定を設けるものである。

第 2 改正省令の概要

1 事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき体制整備と関係作業への周知

事業者は、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当

該作業に従事する者が当該作業に従事する他の者に熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合にその旨を報告させる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならないこととしたこと。

2 事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき措置の実施手順の作成と関係作業への周知

事業者は、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じての医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその手順を周知させなければならないとしたこと。

第3 細部事項

1 改正省令関係

(1) 共通事項

ア 「熱中症」とは、高温多湿な環境下において、体内の水分や塩分（ナトリウム等）バランスが崩れる、体温の調整機能が破綻する等して、発症する障害の総称であること。

イ 「暑熱な場所」とは、湿球黒球温度（WBGT）が28度以上又は気温が31度以上の場所をいい、必ずしも事業場内外の特定の作業場のみを指すものではなく、出張先で作業を行う場合、労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合や、作業場所から作業場所への移動時等も含む趣旨であること。

また、「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業」とは、上記の場所において、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業をいうこと。

なお、非定常作業、臨時の作業等であっても上記の条件を満たすことが見込まれる場合は対象となること。

ウ 暑熱な場所に該当するか否かは、原則として作業が行われる場所で湿球黒球温度又は気温を実測することにより判断する必要があるが、例えば、通風のよい屋外作業について、天気予報（スマートフォン等のアプリケーションによるものを含む。）、環境省の運営する熱中症予防情報サイト等の活用によって判断可能な場合には、これらを用いても差し支えないこと。

なお、熱中症を生ずるおそれのある作業に該当しない場合であっても、作業強度や着衣の状況によっては、熱中症のリスクが高まることから、事業者は、改正省令に準じた対応を行うよう努めること。

エ 「当該作業に従事する者」（以下「作業者」という。）とは、労働者だけでなく、労働者と同一の場所において当該作業に従事する労働者以外の者を含むものであること。

オ 熱中症の症状の重篤化を防止するためには、熱中症が生じた疑いのある者について、早期の作業離脱や身体冷却、必要に応じ、医師の診察等を受けさせるための医療機関への搬送を迅速かつ的確に行うことが重要である。

このため、これらの措置が迅速かつ円滑に実施されるよう、①熱中症の自覚症状を有する作業者や熱中症が生じた疑いのある作業者を発見した者がその旨を報告するための体制を事業場ごとにあらかじめ整備しておくこと、②熱中症の自覚症状を有する作業者や熱中症が生じた疑いのある作業者への対応に関し、事業場の緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先並びに必要な措置の内容及び手順を事業場ごとにあらかじめ作成しておくこと、③当該体制や手順等について作業者へ周知することを事業者が義務付けるものであること。

なお、作業者に熱中症が生じたことが疑われる場合には、WBGT値や作業時間等にかかわらず、作成した手順を踏まえ、適切に対処することが重要であること。ただし、状況によっては、あらかじめ作成した手順どおりに措置を講ずることが難しい場合も考えられることから、このような場合は、熱中症の症状の重篤化を防ぐ観点から、何らかの合理的な措置を講じることが望ましい。

カ 改正により新設される労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第612条の2は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。第4の2（1）において「安衛法」という。）第22条に基づくものであり、個々の事業者に対し、措置義務が課されるものであること。

また、建設現場にみられるような混在作業であって、同一の作業場で複数の事業者が作業を行う場合は、当該作業場に関わる元方事業者及び関係請負人の事業者のいずれにも措置義務が生ずるものであること。この場合の作業者に対する周知の方法

として、各事業者が共同して1つの緊急連絡先を定め、これを作業者の見やすい場所に掲示することや、メールでの送付、文書の配布等が考えられること。

なお、上記のような複数事業者が混在して作業を行う状況において当該措置が行われていなかった場合には、元方事業者のみに違反が生ずる訳ではなく、当該作業場に関わる全ての事業者にも同条違反が生ずるものであること。

キ 作業者の不調を発見するのは熱中症を生ずるおそれのある作業以外の作業に従事する者であることも想定されるため、熱中症を生ずるおそれのある作業が行われる場所で熱中症を生ずるおそれのある作業以外の作業を行う者も含め広く緊急連絡先等を周知することが望ましいこと。

(2) 報告体制の整備（第612条の2第1項（新設）関係）

ア 「報告をさせる体制の整備」には、熱中症を生ずるおそれのある作業が行われる作業場の責任者等報告を受ける者の連絡先及び当該者への連絡方法を定め、かつ明示することにより、作業者が熱中症を生ずるおそれのある作業を行っている間、随時報告を受けることができる状態を保つことが含まれるものであること。また、作業員から電話等による報告を受けるだけでなく、積極的に熱中症が生じた疑いのある作業員を早期に発見する観点から推奨される方法として、責任者等による作業場所の巡視、2人以上の作業員が作業中に互いの健康状態を確認するバディ制の採用、ウェアラブルデバイスを用いた作業員の熱中症のリスク管理、責任者・労働者双方向での定期連絡やこれらの措置の組合せなどが挙げられること。ただし、ウェアラブルデバイスによる管理については、必ずしも当該機器を着用した者の状態を正確に把握することができるわけではないため、他の方法と組み合わせる等により、リスク管理の精度を高めることが望ましいこと。

イ 「報告をさせる体制の整備」は「熱中症を生ずるおそれのある作業」が行われることが想定される作業日の作業開始前までに行っておく必要があるが、夏季の屋外作業のように、一定期間、暑熱環境下で作業を行うことが明らかな場合は、十分な余裕をもって体制を整え、当該作業に従事することが見込まれる者に周知しておくよう努めること。

なお、当該作業が、同一の従事者によって一定期間に連続し

て行われることが想定され、既に体制の整備及びその周知が講じられている場合には、当該措置を作業日ごとに重ねて実施する必要はないこと。

ウ 「周知」は、報告先等が作業者に確実に伝わる必要がある。その方法には、事業場の見やすい箇所への掲示、メールの送付、文書の配布のほか、朝礼における伝達等口頭によることがあり、原則いずれでも差し支えないが、伝達内容が複雑である場合など口頭だけでは確実に伝わることを担保されない場合や、朝礼に参加しない者がいる場合なども想定されるため、必要に応じて、複数の手段を組み合わせる行うこと。なお、熱中症の症状が疑われる場合の報告先については、必要に応じて、別添 1（掲示例）を参考にされたいこと。

また、現場で周知した結果の記録の保存までは法令では求めているが、労働基準監督署による確認に際しては、事業者として適切に対応することが求められること。

（3）手順等の作成（第612条の2第2項（新設）関係）

ア 手順等の作成の時期等については、（2）イと同様であること。

イ 手順等の「周知」の方法については、（1）カ及び（2）ウと同様であること。

ウ 「身体の冷却」としては、作業着を脱がせて水をかけること、アイスバスに入れること、十分に涼しい休憩所に避難させること、ミストファンを当てること等の被災者を体外から冷却する措置のほか、アイススラリー（流動性の氷状飲料）を摂取させる等の被災者を体内から冷却する措置が挙げられること。この間、容態が急変する場合があることから、熱中症を生じたおそれがある作業者を一人きりにすることなく、他の作業者等が見守ることが重要であること。

エ 「熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順等」は熱中症の重篤化を防止する観点から、事業場の体制や作業実態を踏まえて合理的に実施可能な内容とする必要があること。

手順等の作成に当たっては、必要に応じて、別添 2（手順例）を参考にされたいが、必ずしもこれらによらず、作業場所及び作業内容の実態を踏まえて、事業場独自の手順等を定めて差し支えないこと。

- なお、別添2の手順例①は、令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」により従前から示しているものであり、同手順例②は新たに示すものであるが、判断に迷う場合には、放置したり、措置を躊躇して先送りにせず、＃7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し、速やかに専門家の指示を仰ぐことが望ましいこと。
- オ 「熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順」等については、あらかじめ、事業場における緊急連絡網、搬送先となる医療機関の連絡先（当該医療機関の所在地を含む。）を定めた場合には、これらも含めて手順例等に記載することが望ましいこと。
- カ 熱中症については、帰宅後も含め、時間が経ってから症状が悪化することがある。このため、事業場における回復の判断は慎重に行うことが重要である。回復後の体調急変等により症状が悪化する場合は、直ちに医療機関を受診する必要があるため、その旨を回復後の作業者に十分理解させるとともに、体調急変時の連絡体制や対応（具合が悪くなったら本人や家族が救急搬送を要請する、事業者側から様子を伺うための連絡を取る等）を、事業場の実態を踏まえて、あらかじめ定めておくことが重要であること。

2 関係条文の解釈

- (1) 安衛則第606条の「暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるもの」には、屋内作業場であって、改正安衛則第612条の2第1項に定める「熱中症を生ずるおそれのある作業」（第3の1（1）イの作業をいう。）が行われるものが含まれること。
- (2) 安衛則第614条の「著しく暑熱、又は多湿の作業場」において休憩設備を設ける場合には、直射日光を遮る、冷房設備を設置する、ミストファンを使用する等により、休憩設備の内部の温湿度を低下させる措置を講ずることが望ましいこと。
- (3) 熱中症を生ずるおそれのある作業が行われる場合には、安衛法第59条第1項に基づく雇入れ時等の安全衛生教育及び同法第60条に基づく職長等に対する安全衛生教育において、教育すべき事項とされている事故時等や異常時における措置には、今回の改正内容も含め、熱中症が疑われる者に対する応急措置が含まれるため、これらの教育の実施に当たっては留意する必要があること。

3 関係通達の改正について

- (1) 令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」を別紙1のとおり改正し、令和7年6月1日から適用すること。
- (2) 平成26年10月20日付け基発1020第2号「除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務における安全衛生対策の推進について」の記の1(1)のウ中、「平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」」とあるのを「令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」」に改め、本日から適用すること。
- (3) 平成27年8月26日付け基発0826第1号「「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」の策定について」の別添1及び別紙2を別紙2のとおり改正し、令和7年6月1日から適用すること。

第4 施行期日

改正省令は、令和7年6月1日から施行することとしたこと。

事業場における報告先の掲示例

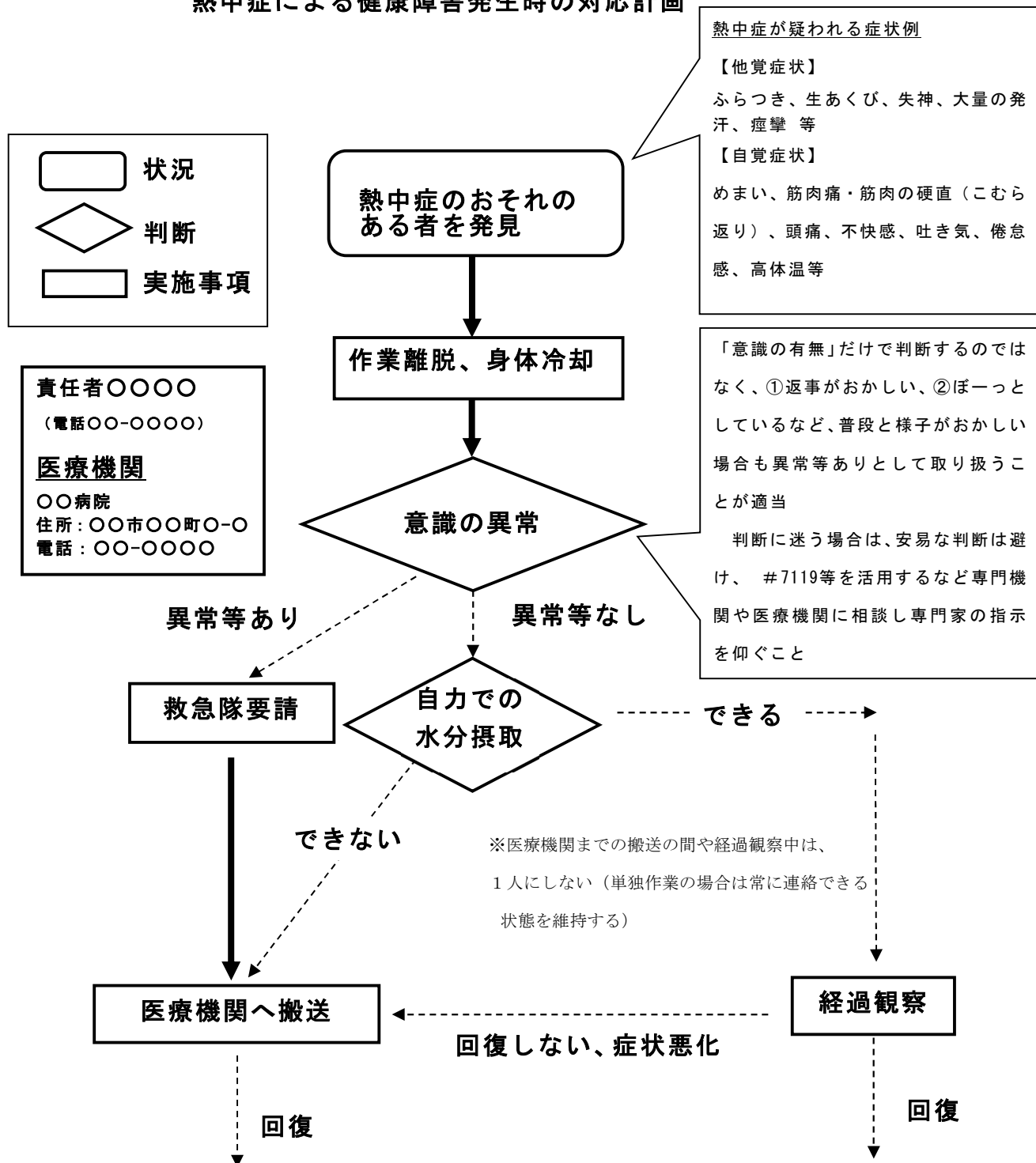
熱中症発生時（疑いを含む）の報告先

責任者〇〇〇〇（電話〇〇-〇〇〇〇）

代理 〇〇〇〇（電話〇〇-〇〇〇〇）

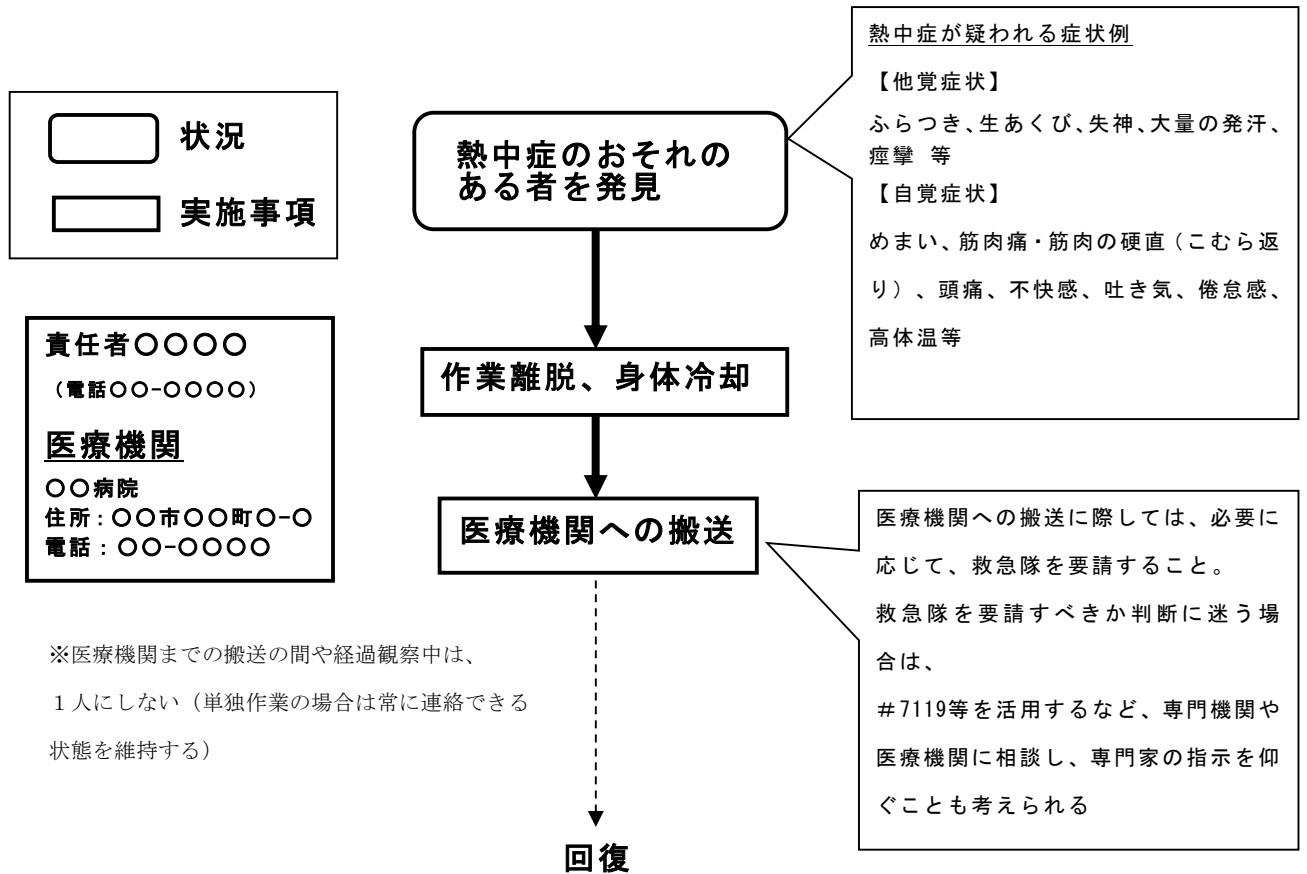
手順例①

熱中症による健康障害発生時の対応計画



手順例②

熱中症による健康障害発生時の対応計画



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと